

報 告 第 1 7 号

繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、平成22年度新居浜市水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

平成23年6月13日提出

新居浜市長 佐々木 龍

平成22年度新居浜市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
						分担金	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	中村松木配水管布 設替工事（川西汚 枝第2工区）	円 7,600,000	円 -	円 7,600,000	円 2,853,115	円 4,746,885	円 -	円 -	関連工事の遅延によ る工期延長
		土橋配水管布設替 工事（第2工区）	10,000,000	-	10,000,000	7,225,000	2,775,000	-	-	関連工事の遅延によ る工期延長
		東田配水管布設替 工事（第1工区）	880,000	-	880,000	741,714	138,286	-	-	関連工事の遅延によ る工期延長
		船木配水管布設替 工事（池田汚枝第 2工区）	11,695,000	-	11,695,000	6,662,606	5,032,394	-	-	関連工事の遅延によ る工期延長
		新田町配水管布設 替工事（惣開雨枝 第5工区）	12,545,000	-	12,545,000	4,298,800	8,246,200	-	-	関連工事の遅延によ る工期延長
		東田配水管布設替 工事（東田汚枝第 2工区）	2,419,000	-	2,419,000	1,247,297	1,171,703	-	-	関連工事の遅延によ る工期延長
		萩生配水管布設工 事（その2）	13,000,000	-	13,000,000	600,000	12,400,000	-	-	関連工事の遅延によ る工期延長
		滝の宮町配水管布 設替工事	45,000,000	-	45,000,000	250,000	44,750,000	-	-	関連工事の遅延によ る工期延長
		横水町配水管布設 替工事	3,400,000	-	3,400,000	-	3,400,000	-	-	関連工事の遅延によ る工期延長
合 計			106,539,000	-	106,539,000	23,878,532	82,660,468	-	-	